



外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)

[非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート  
様式：該役コー8(2)

提供技術名：McAfee File & Removable Media Protection

メーカー名：マカフィー株式会社

CP&RMセンター 2017.01.07

(平成29年1月7日施行政省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答	備考
	技	プ		
《外為令第8条(2)》 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって				
一 加重最高性能が6.0実効テラ演算超~12.5実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造)	
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が6.0実効テラ演算超~12.5実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造)	
三 加重最高性能が6.0実効テラ演算超~12.5実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか? 又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造)	
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造)	
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が6.0実効テラ演算超~12.5実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか? 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用)	

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	プ			
<p>六 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）か？</p> <p>(解釈)「貨物等省令第20号第2項第六号中のプログラム及び技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。</p>		○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい ( <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 )	
<p>七 侵入プログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）か？</p> <p>(解釈)「貨物等省令第20号第2項第七号中の技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。</p>	○	○	<input type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい	
以上の結果、省令第20条第2項に該当するか。			<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 区分欄の「技」は技術（プログラムを除く）、「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

(注2) 暗号機能、秘密保護機能

輸出令別表第1の9の項に対する注釈（運用通達）に従い、技術の判定においても暗号機能又は秘密保護機能を実現するプログラム若しくは技術については、貨物等省令第21条第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十二号、第十二号の二または第十五号のいずれかの規定により判定すること。

**判定** 回答欄において回答がすべて左欄にチェックされた場合は当該技術（プログラムを含む）が非該当であり、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者： （作成年月日 2017年1月18日）

会社名 マカフィー株式会社

住所 〒151-0043

東京都渋谷区道元坂1-12-1

渋谷マークシティ ウエスト 20階

電話番号 03-5428-1221



外為令別表の9の項及び15の項

通信と情報セキュリティに係る技術

提供技術名: McAfee File & Removable Media Protection

メーカー名: マカフィー株式会社

パラメータシート  
(通信と情報セキュリティ・技術)  
様式 9-技(カバー)

CP&RM センター 2017.01.07

(平成 29 年 1 月 7 日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》</p> <p>標題の技術の判定対象項番は、下記の□に■又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p><b>【情報セキュリティ関連】</b></p> <p>■1.【外為令別表の9の項(1)関連(省令第 21 条第 1 項の技術)】</p> <p>輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 あるいは、プログラムであって、省令第8条第九号、第十号又は第十二号のいずれ かに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現する ためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの</p> <p><b>【通信関連】</b></p> <p>□1.【外為令別表の9の項(1)関連(省令第 21 条第 1 項の技術)】</p> <p>輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る 技術</p> <p>□2.【外為令別表の9の項(2)関連(省令第 21 条第 2 項の技術)】</p> <p>輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、 製造又は使用に係る技術 (外為令別表の9の項(1)及び(15)の項の中欄に掲げる技術を除く。)</p> <p>□3.【外為令別表の9の項(3)関連(省令第 21 条第 3 項の技術)】</p> <p>通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>□4.【外為令別表の9の項(4)関連(省令第 21 条第 4 項の技術)】</p> <p>超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>□5.【外為令別表の15の項(1)関連(省令第 27 条第 1 項の技術)】</p> <p>輸出令別表の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 2017 年 1 月 18 日)

会社名 マカフィー株式会社

住所 〒151-0043

東京都渋谷区道元坂1-12-1

渋谷マークシティ ウェスト 20 階

電話番号 03-5428-1221



情報セキュリティに係る技術

提供技術名: McAfee File & Removable Media Protection

メーカー名: マカフィー株式会社

パラメータシート  
(情報セキュリティ・技術)  
様式 9-技1情セ

CP&RMセンター 2017.01.07

(平成 29 年 1 月 7 日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にマークした場合(但し、破線で囲まれたものは除く。)、本欄中の当てはまる口内に <b>■</b> 又は×印を記入すること。				
<p>【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」:規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 (解釈)「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」: 輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって、貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方法の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報セキュリティに関する技術データ(プログラムを除く。)を含む。</p>			本パラメータシートは、省令第 21 条第 1 項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋	
<p>第二号の二 次のいずれかに該当するもの口設計又は口製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号:暗号装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号の二:第九号イに該当する貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:信号の漏えい防止装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:盗聴検知通信ケーブルシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十三号:情報セキュリティの設計、製造用装置等</p>	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号:暗号装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号の二:第九号イに該当する貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:信号の漏えい防止装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:盗聴検知通信ケーブルシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十三号:情報セキュリティの設計、製造用装置等</p>	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>「市販暗号プログラム」の判定</p> <p>・市販暗号プログラムに該当するか？ (注記) 「様式 9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。</p>		○	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合)</p>	<input type="checkbox"/> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">いいえ</span> ↓ 又は <input type="checkbox"/> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">適用しない</span>
<p>「市販暗号装置又はその部分品のプログラム」の判定</p> <p>・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか？ (注記) 「様式 9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。</p>		○	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合)</p>	<input type="checkbox"/> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">いいえ</span> ↓ 又は <input type="checkbox"/> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">適用しない</span>

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
<p>「副次的暗号プログラム」の判定</p> <p>・ 副次暗号プログラムに該当するか？ (注記) 「様式 9-技1情セ(別紙副次プ)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえの場合は、「様式9-技1情セ(別紙副次プ)」の添付は不要。</p>		○	<input type="checkbox"/> はい ←第十号へ	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
<p>第七号 次のいずれかに該当するものを□設計し、又は□製造するために設計したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号:暗号装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号の二:第九号イに該当する貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:信号の漏えい防止装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:盗聴検知通信ケーブルシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号:暗号装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号の二:第九号イに該当する貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:信号の漏えい防止装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:盗聴検知通信ケーブルシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の</p> <p><input type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、</p> <p><input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの 又は</p> <p><input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。規制除外**1)</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号:暗号装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:信号の漏えい防止装置</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:盗聴検知通信ケーブルシステム</p> <p>(注)第8条第九号:暗号装置に■又は×印を記した場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。</p> <p>第8条第十号、第8条第十二号に■又は×印を記入した場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十号:様式9-08</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第十二号:様式9-10</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ( <input type="checkbox"/> 左記の規制除外**1を適用) ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	<p>(暗号内容記入欄)</p> <p>(一) 対象アルゴリズム 名称 (鍵の長さ) [コメント※]</p> <p>(二) 非対象アルゴリズム 名称 (根拠 bit 長) [コメント※]</p> <p>1 安全性の根拠: 整数の素因数分解</p> <p>2 安全性の根拠: 有限体上の乗法群</p> <p>3 安全性の根拠: 他の群</p>

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
<p>(解釈)貨物等省令第21条第1項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守:</p> <p>次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。</p> <p>イ 次のいずれかの確立又は管理</p> <p>(一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限</p> <p>(二) ある貨物又はあるプログラムの設定</p> <p>(三) (一)又は(二)を支援するための認証データ</p> <p>ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理</p> <p>ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理</p> <p>注:操作、管理又は保守には、次の掲げるいずれかの作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。</p> <p>1 イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上</p> <p>2 ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能実現させるもの</p>			<p>※〔コメント〕欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名のためのみなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。</p> <p>記入例</p> <p>3DES(168bit)</p> <p>DES(56bit)〔認証のためのみ(非)〕</p> <p>RSA(1024bit)〔デジタル署名のためのみ(非)〕</p> <p>DH(756bit)</p>	
<p>第十号 第21条第1項第九号に該当するものを検定するためのプログラムか?</p> <p>(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。(規制除外**2))</p> <p>(解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守: 第九号の解釈を参照</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ (□左記の規制除外**2を適用) ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの □設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十号</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
<p>第十五号 次のいずれかに該当する技術(プログラムを除く。)を支援するために設計したプログラムか?</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第二号の二</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第三号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十二号</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第十二号の二</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	<p>1/4 頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置又はその部分品のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要</p>

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
<p>第十六号 (暗号有効化技術)</p> <p>技術(プログラムを除く。)であって、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか？</p> <p>(注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。</p> <p>回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物のパラメータシートの様式を添付すること。</p> <p>(解釈)「暗号機能有効化の手段」: 製造者により提供される安全な仕組み(使用者が暗号機能を有効化する若しくは使用可能にすることが出来るよう、装置若しくはソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であつて、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書の認証をするものをいう。)</p>	○		<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第十七号 (暗号有効化プログラム)</p> <p>プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか？</p> <p>(注)潜在的には暗号機能を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。判定対象のプログラム自体が暗号機能を有する場合は第21条第1項第九号で、休眠ではない暗号貨物等を使用するためのプログラムは第八号の二で判定する。</p> <p>回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。</p> <p>(解釈)「暗号機能有効化の手段」: 第十六号の解釈を参照。</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           1/4 頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置又はその部分品のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要         </div>
<p>(判定) 以上の結果、標記の第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか？(注*2)</p>			<input checked="" type="checkbox"/> <u>非該当</u>	<input type="checkbox"/> <u>該当</u>	

(注)\*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)\*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者 (作成年月日 2017年1月18日)

会社名 マカフィー株式会社

住所 〒151-0043

東京都渋谷区道元坂1-12-1

渋谷マークシティ ウェスト 20階

電話番号 03-5428-1221





外為令別表の9の項(1) (省令第 21 条第 1 項 情報セキュリティ関連)

情報セキュリティに係る技術

(市販暗号プログラム)

提供技術名: McAfee File & Removable Media Protection

メーカー名: マカフィー株式会社

該非用パラメータシート  
(情報セキュリティ・技術)  
様式 9-技1情セ(別紙市販プ1)

CP&RM センター 2017.01.07

(平成 29 年 1 月 7 日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
「市販暗号プログラム」の判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム			
a-1. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記 1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←b. 項へ	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
a-2. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか?	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
b. 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
c. 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援の必要が不要になるように設計されているものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
d. 上記a-1. ~c. すべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面(注記 2)により確認できるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> <u>はい</u>	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u>	
(判定) 以上の結果、標記市販暗号プログラムに該当するか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/> <u>はい</u> (規制除外)	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号プログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記 1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送信に関する法律(平成 14 年法律第 99 号。以下「信書便法という。’)第2条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 2 項に規定する信書便をいう。

(注記 2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEB ページを印刷したものも可)

作成責任者 (作成年月日 2017 年 1 月 18 日)

会社名 マカフィー株式会社

住所 〒151-0043

東京都渋谷区道元坂1-12-1

渋谷マークシティ ウエスト 20 階

電話番号 03-5428-1221

